

資源物（紙・布）の再資源化に係る協定書

八 戸 市
○ ○ ○ ○

資源物（紙・布）の再資源化に係る協定書

八戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、資源物（紙・布）の再資源化について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域全体で資源物（紙・布）の安定的かつ合理的な再資源化を行い、もって循環型社会の形成に寄与するため、甲及び乙が、乙の保有する能力を活用するとともに適切に役割を分担し、確実に再資源化を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、資源物（紙・布）とは、甲が一般廃棄物処理基本計画においてステーション方式で収集することとしている、新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、その他紙及び古布のことをいう。

（再資源化に係る処理体制の整備）

第3条 乙は、資源物（紙・布）を円滑に受入れ、周辺地域交通への影響を最小限に抑えるため、別紙「資源物（紙・布）処理体制構築に係る設備投資計画書（以下「計画書」という。）」に基づき、計画書に定める期日までに受入及び処理体制を整備する。

（資源物（紙・布）の引渡し及び売払い）

第4条 甲は、計画書に定める期日の翌年度4月から、収集した資源物（紙・布）を乙が指定する市内の場所に搬入し、乙に売払う。

2 乙は、搬入された資源物（紙・布）を適正な価格で買い取ることとし、甲に資源物（紙・布）の処理に係る費用負担を求めない。ただし、市況の変化により、乙の売払想定価格が処理費用を下回るときは、甲及び乙が費用負担について別途協議することとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和〇年3月31日までとする。なお、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面による解除を申し、両者がこれに合意することがなければ、同一の内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙のいずれかが、この協定の解除を希望する場合は、解除予定日

の3か月前までに書面によって相手方に通知し、両者がこれに合意することにより、この協定を解除できるものとする。

2 前項に定める場合のほか、協定締結日から〇年を経過した後においては、甲が解除予定日の3か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

(協定の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度両者協議の上、合意したものについて、その変更を行うことができるものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市
市長

乙